

○年 △月 □日

介護保険制度に係る質問票

FAX 番号 083-922-3022

山口県健康福祉部長寿社会課介護保険班 行

記入例

事業所名 ○○デイサービス

担当者 山口 太郎

電 話 □□-○○-△△△△

F A X □□-○○-□○×△

- <注意事項>
- 1 枚につき1件の質問に限ること。
 - 関係法令等をよく読んだ上、事業所の考えを記入し、提出すること。
 - 山口県内（下関市を除く）の介護保険事業所からの質問に限ること。
 - 地域密着型サービスに関する質問は、所管の市町に行うこと。

質 問 事 項

<表題> 同一建物減算について

<サービス種別> 通所介護

参考資料等を可能な限り詳しく記入してください。

<質問内容>

同一建物内にある別法人運営のサービス付き高齢者向け住宅から、利用者がデイサービスに通っている。この場合、同一建物減算となるのか。

<事業所の考え>

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意点について」（厚生労働省HP 令和6年度介護報酬改定に関する通知等の改正）のP53(22)には、「当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所介護事業所の指定通所介護事業者と異なる場合であっても該当するものであること」とあるため、同一建物減算になると考える。

回 答 欄

※厚生労働省等へ照会後に回答する場合は、回答に時間を要することがあります。